5

# 労働条件等自主点検表

施設名称	金武湾港宇堅海浜公園	対象年度	令和5年度
指定管理者名	株式会社丸将		

※ 以下の確認事項に従い、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所にOを付け、記入が必要な箇所については記入願います。

就業規則、

#### 確認事項 1 労働条件の明示

労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職 (解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働 者に対し明示していますか。この場合において、労働時 間、賃金等に関する事項について書面を交付していま すか。

労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むす べての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事 由を含む)、安全衛生等の労働条件を明示しなければ なりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新 する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働 の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃 金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含 む。)については、書面を交付しなければなりません[労 働基準法(以下「法」といいます。)第15条]

労働時間、 労働契約締 労働条件全 労働条件全 般について 般について 賃金等の労 |結時には明 口頭で明示 |働条件の一

労働条件通 口頭で明示 知書を交付 示していな 部について して労働条 するととも している 1.1 |のみ口頭で 件全般につ に、労働時 が、書面の 交付はして いて明示し 間、賃金等 明示してい に関する事 ている いない る 項について は書面を交 付している

指定管理者による確認結果

1 2 3

(3~5については、改善が必要です)

## 2 就業規則

就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め 方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働 条件の具体的細目を定めた規則)を作成していますか。 また就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていま すか。

常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含 む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄 労働基準監督署長へ届け出なければなりません(法第 89条)

また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付 け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に 周知させなければなりません(法第106条)

# 常時使用す る労働者は 10人未満で

ある。

常時使用する労働者が10人以上である

作成して監 作成してあ 作成して監 作成してい るが、監督 督署に届け |督署に届け ない 出てあり、 出てある 署に届け出 内容も実情 |が、内容が ていない に合ってい 実情に合っ ていない る 2 3 4 5

(3~5については、改善が必要です)

# 3 所定休日

所定休日をどのように定めていますか。

休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与え なければなりません(法第35条)

#### 週休2日制 週休1日制 その他 完全(毎週) 月3回 隔週 月1~2回 週1日 4週4日 4週3日以下 1 2 3 4 5 6 7

(7については、改善が必要です)

## 4 年次有給休暇

年次有給休暇についてはどのように取り扱っています か。

年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8 割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1 年ごとに付与日数を増加しなければなりません(法第3 9条)

法定どおりの年次有給 休暇を与えている		年次有給休暇を与えて いない
1	2	3

(2、3については改善が必要です)

※年次有給休暇の法定の付与日数表(週所定労働日数が5日以上、 又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。)

勤続年数	0. 5	1.5	2. 5	3. 5	4. 5	5. 5	6.5以上
付与日数-	_ <sub>10</sub>	11	12	14	16	18	20

※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。

#### 5 健康診断

定期健康診断を実施していますか。

常時使用する労働者については、年1回定期に健康 診断を行わなければなりません(労働安全衛生法第66 条)。

なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期に健康診断を行わなければなりません(労働安全衛生規則第45条)

#### 6 最低賃金

地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。

なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金
- ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

毎年1回以上定期的 に行っている	年によって行ったり 行わなかったり一定 しない	行ったことがない
1	2	3

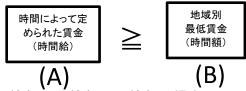
(2、3については、改善が必要です)

支払っている	支払っていない
1	2

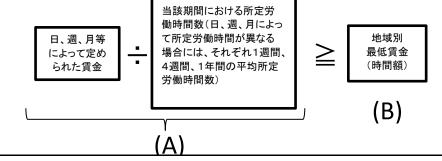
(2については、改善が必要です。)

#### 【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】

(時給制の場合)



(日給制、週給制、月給制の場合)



#### 7 割増賃金

時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。

法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません(法第37条)。

※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。

# 時間外労働・深夜労働について

2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増 率にしている	時間外労働又は深夜 労働をさせている が、支払っていない
(1)	2	3

(2、3については改善が必要です。)

### 休日労働について

3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増 率にしている	休日労働をさせてい るが、支払っていな い
	2	3

(2、3については改善が必要です。)

## 8 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、 健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してく ださい。

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(令和〇年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。

 従業員数	雇用	保険	健康保険		厚生年金保険	
<b>化未</b> 良效	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数
5	1	4	1	4	1	4

保険の名称	未加入者がいる理由
雇用保険	短期間勤務又は業務委託契約で勤務している。 勤務開始時から最低31日間以上働く見込みがない。 1週間あたり20時間未満で働いている
健康保険	正規雇用で雇用契約していない為
厚生年金保険	正規雇用で雇用契約していない為